

❁ 永代供養料 ❁

1名 30万円也

※先祖代々など複数名の方の永代供養を
お考えの方はご相談ください。

—— 永代供養を申し込むと ——

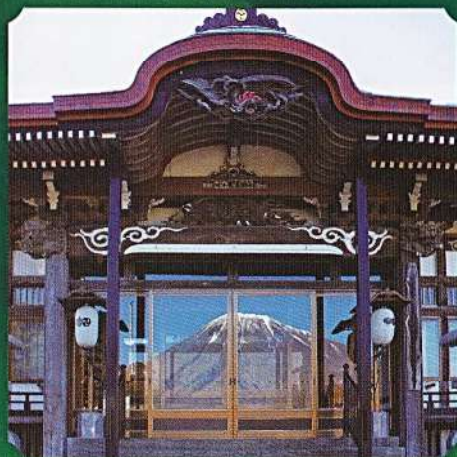
真言院の永代供養過去帳に記帳されます。



位牌を建立し、永代供養壇に納めます。



月命日、ならびに毎年11月20日の永代経法要にて
供養をいたします。



高野山真言宗
金胎山真言院

〒048-1631

北海道虻田郡真狩村字真狩102番地

TEL: 0136-45-2644

FAX: 0136-45-3035

www.shingon-in.jp/

永代供養
の
ご案内



高野山真言宗
金胎山真言院

永代供養のご案内



永代供養とは、お寺がこの先もずっと永代にわたり供養を行っていくことです。後継者がいなくても心配ありません。お寺が続く限り供養を続けます。

様々なご事情に対応し、ご自身に合ったご供養の方法を一緒に考えます。どうぞご相談ください。

納骨堂をお持ちの場合

ご自身やご家族の死後、お持ちの納骨堂に納骨いたします。後継者がいない場合でも最長三十三回忌までそのまま納骨堂に安置できます。その後はご先祖の遺骨と一緒に合同墓に納骨いたします。

お寺に供養を任せたい場合

お墓や納骨堂を持っておらず、自分の後を継ぐ人もいない方、または子供や孫に負担をかけたくないのにお寺に供養を任せたい方は、ご自身やご家族の死後、合同墓に納骨できます。永代供養を申し込みした証明となる「永代供養墓使用証書」を発行しますので、知人やご親戚等にその旨をお伝えください。

お墓をお持ちの場合

「墓じまい」をお考えの場合、お墓は解体に費用がかかりますので、生前にお願いいたします。その際、お墓の中の遺骨は合同墓に納骨できます。ご自身やご家族の死後は、お持ちの納骨堂または合同墓に納骨いたします。

お墓があり、後継者もいる場合

後継者がいる場合でも、もちろん申し込みます。残されたご家族が行う供養のほかに、お寺でも供養を続けていきます。もっとも丁寧な供養といえます。

真言院合同墓のご案内

お墓を継ぐ方がいない場合もご安心ください。真言院裏の墓地には合同墓もございます。



真言院合同墓(観音菩薩尊像)

観音さまのお足元に納骨いたします。分骨も可能ですのでご相談ください。

合同墓、永代供養壇はいつでもご自由にお参りください。

また、ご自宅に仏壇がある方、納骨堂やお墓をお持ちの方は、永代供養お申込み後も変わらずに供養をお続けください。

